## グローバル外為行動規範

## 流動性提供者ディスクロージャーカバーシート

# A. 記入上の注意事項:

全ての流動性提供者が、自己の外国為替マーケットメイキング活動に関して、このカバーシートに記入することが望ましい。流動性提供者は、このカバーシートの記入を円滑に行うために、GFXCのウェブサイト(Disclosure Cover Sheets (globalfxc.org))に掲載されている「FAQ」と「流動性提供者ディスクロージャーカバーシート記入の手引き」を参考にすることができる。別段の記載がない限り、このカバーシートで使用される用語は、グローバル外為行動規範で定義された通りである(https://www.globalfxc.org/docs/fx\_global.pdf)。

# B. 適用対象:

流動性提供者/法人名:株式会社関西みらい銀行

最終更新日:2022年9月22日

流動性提供者は、このカバーシートが適用される法人/事業分野を下記の通り確認した。

本カバーシートは、株式会社関西みらい銀行が本支店でお客さまに提供する外国為替取引について適用されます。

# C. 主な開示事項:

- 1. 役割 (原則 8)
  - I. 流動性提供者の役割(いずれかを選択)
    - □エージェント
    - 図 プリンシパル
    - □両方

II.	「両方」	の場合は流動性提供者がいつそれぞれの役割で取引するのかを簡潔
	に説明す	-ること。

- III. 役割に関する流動性提供者の開示文書は以下に掲載する。
  - ○外国為替取引に関する基本方針

https://www.kansaimiraibank.co.jp/util/gaitame houshin.html

1.外国為替取引におけるお客さまと当社の関係

0	-pº 1	1	. 58	(原則	11)
2.	ノリ	/ ~ ^ ^)	ノン	【原則	-11

I. 流動性提供者はプリヘッジを行う(いずれかを選択)。

図はい

□いいえ

II. 「はい」の場合、流動性提供者は要請があれば、個別のオーダーに「プリヘッジなし」を適用する選択肢を顧客に与えている(いずれかを選択)。

図はい

□いいえ

III. プリヘッジに関する流動性提供者の開示文書は以下に掲載する。

○外国為替取引に関する基本方針

https://www.kansaimiraibank.co.jp/util/gaitame houshin.html

3 (2) プリヘッジ

## 3. ラストルック (原則 17)

I. 流動性提供者はラストルック (グローバル外為行動規範で定義) を適用する (いずれかを選択)。

図はい

□いいえ

II. 流動性提供者のラストルック適用方法(あてはまるもの全てを選択)

図 対称的

図 非対称的

非対称的に適用する場合は状況を簡潔に説明する。

〈非対称的適用サービス〉

- ・外為 WEB サービス
- ・eレートサービス

〈対称的適用サービス〉

- ・マイゲート
- ・りそなグループアプリ
- III. 流動性提供者のラストルックウィンドウの最長時間と最短時間(ミリ秒 (m/s) で記載)

〈外為 WEB サービス〉

ラストルックウィンドウの最長時間は定めていませんが、お客さまから 取引の依頼があった時点で速やかにシステムによるチェックを行いま す。

〈e レートサービス〉

ラストルックウィンドウの最長時間は 500 m/s、ラストルックウィンドウの最短時間は 0 m/s

〈マイゲート・りそなグループアプリ〉

ラストルックウィンドウの最長時間・最短時間ともに 0 m/s

流動性提供者は、ラストルックウィンドウのEいて簡潔に説明することができる。	時間が変動するような状況につ
流動性提供者はラストルックウィンドウ中に取りいいえ	対引を行う。
□ √ √ ん 図 グローバル外為行動規範の原則 〕 たす「カバー&ディール」のもとて	
ラストルックに関する流動性提供者の開示文書	<b>詩は以下に掲載する。</b>
<ul><li>○外国為替取引に関する基本方針         https://www.kansaimiraibank.co.jp/util/gaitame</li><li>3 (5) 電子取引サービス</li><li>○外為 WEB サービス</li><li>「外為 WEB サービス利用規定」</li><li>○e レートサービス</li></ul>	e houshin.html
「e レートサービス利用規定」	
○マイゲート 外貨預金取引画面の上部に、取引完了までは が定めた相場変動幅を超えて変動した場合は トは無効となることを記載 ○りそなグループアプリ	
外貨預金取引画面の上部に、取引完了までは が定めた相場変動幅を超えて変動した場合は トは無効となることを記載	
添付の開示文書の本文で言及されている事柄。 者は上記のラストルックの重要テーマのいず。 を加えることができる。	
スクロージャーインデックス:	

D.ディ

オーダーの取り扱い

IV.

V.

VI.

オーダーアグリゲーション(合算ベース管理) (原則9)

- I. オーダーアグリゲーション(合算ベース管理)に関する流動性提供者の 開示文書は以下に掲載する。
  - ○外国為替取引に関する基本方針

https://www.kansaimiraibank.co.jp/util/gaitame\_houshin.html

3(1) お客さまからのオーダーの取り扱い

#### 裁量(原則9)

- I. 裁量の行使に関する流動性提供者の開示文書は以下に掲載する。
  - ○外国為替取引に関する基本方針

https://www.kansaimiraibank.co.jp/util/qaitame houshin.html

3(1) お客さまからのオーダーの取り扱い

### タイムスタンプ (原則9)

- I. タイムスタンプに関する流動性提供者の開示文書は以下に掲載する。
  - ○外国為替取引に関する基本方針

https://www.kansaimiraibank.co.jp/util/qaitame houshin.html

3(6) タイムスタンプ

#### ストップロスオーダー (原則 10)

I. ストップロスオーダーに関する流動性提供者の開示文書は以下に掲載する。

### 部分執行 (原則 10)

- I. 部分執行の適用に関する流動性提供者の開示文書は以下に掲載する。
  - ○外国為替取引に関する基本方針

https://www.kansaimiraibank.co.jp/util/gaitame houshin.html

3(1) お客さまからのオーダーの取り扱い

### その他の開示

参照価格(Reference Price)の使用(原則 13)

- I. 参照価格 (reference price) の使用に関する流動性提供者の開示文書は以下に掲載する。
  - ○外国為替取引に関する基本方針

https://www.kansaimiraibank.co.jp/util/gaitame houshin.html

3(1) お客さまからのオーダーの取り扱い

#### マークアップ及び公正なプライシングに関する基準(原則 14)

- I. マークアップの適用に関する流動性提供者の開示文書は以下に掲載する。
  - ○外国為替取引に関する基本方針

https://www.kansaimiraibank.co.jp/util/gaitame houshin.html

3(4) マークアップ

アグ	リゲーションサービス(原則 18)
I.	流動性提供者はアグリゲーションサービスを提供している。
	口はい
	□いいえ
II.	「はい」の場合は、アグリゲーションサービスに関する流動性提供者の
	開示文書は以下に掲載する。
III.	流動性ソースの利用に関する流動性提供者の開示文書は以下に掲載する

外国為替機密取引情報の内部共有(原則19)

- I. 外国為替機密取引情報の内部共有に関する流動性提供者のハイレベルの 開示文書は以下に掲載する。
  - ○外国為替取引に関する基本方針

https://www.kansaimiraibank.co.jp/util/gaitame houshin.html

4情報の取り扱い

マーケットカラー (原則 20)

- I. マーケットカラーの適用に関する流動性提供者の開示文書は以下に掲載する。
  - ○外国為替取引に関する基本方針

https://www.kansaimiraibank.co.jp/util/gaitame houshin.html

3 (7) マーケットカラー